

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八條第一項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「育成医療及び」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）
第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四條の三十二第一項中「並びに第四章」を「第四章、第九十三條第一号及び第十五條第一項及び第二項」に、「並びに指定都市」を「指定都市」に改め、「廃止の命令」の下に「並びに同法第七十八條第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三條第二号の規定による費用の支弁」を加え、同条第三項中「第一条の二第一号に規定する育成医療及び同条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

第七十四條の四十九の十二第一項中「第二章第一節、第二節第三款」を「第二章第二節第三款」に、「並びに第四章」を「第四章並びに第九十三條第二号（同項に関する部分に限る。）」

に改め、「必要な援助」の下に、「同法第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第二項（同法第五十九條第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定に関する部分を除く。）及び第三項、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項及び第五項並びに第七十三條第四項並びに同令第三十二條第一項、第三十三條第四項及び第三十五條第一号の規定による自立支援医療費の支給等」を加え、「並びに中核市」を「中核市」に改め、「廃止の命令」の下に「並びに同法第七十八條第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三條第二号の規定による費用の支弁」を加え、同条第二項中「第八條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同条第二項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同法第九條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同法第十條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に關して」と、同法第十二條中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同法」を削り、第五十四條第一項中

「申請」とあるのは「申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）を」と、同法第二項を「第五十四條第二項」に、「同法第三項及び第四項」を「同法第三項」に改め、「第三十三條第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）」と、同令一を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）の規定により都道府県知事がした処分その他の行為が現にその効力を有するもの又はこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に法若しくは令の規定により都道府県知事に対してなされた申請その他の行為、施行日以後において市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市町村長のした処分その他の行為又は市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。ただし、施行日前に法に基づき支給され、又は支給されるべきであった自立支援医療費の支給に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

2

施行日前に法又は令の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三